

第 21 期第 9 回福島県内水面漁場管理委員会

資 料

福島県内水面漁場管理委員会

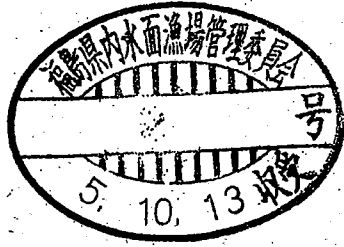
目次

議案

第1号	内水面区画漁業権の免許について（諮問、答申）	
	諮問文（写）	1
	内水面区画漁業権免許申請提出書類一覧	2
	内水面区画漁業権免許適格性一覧	6
	答申文（案）	10
	第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程について	11

報告事項

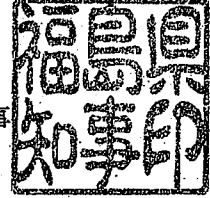
ア	令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について	
	通知文（写）	12
	別紙回答	13
	令和6年度提案項目取りまとめスケジュール	35



5 生流第 2793 号
令和 5 年 10 月 13 日

福島県内水面漁場管理委員長 様

福島県知事



漁業の免許について (諮問)

令和 5 年 8 月 17 日付けで決定した内水面区画漁業権漁場計画に対し、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 69 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり申請がありましたので、同法第 70 条の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

(事務担当 農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379)

内水面区画漁業権免許申請提出書類一覧

内水面区画漁業権 免許申請者

提出書類

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の名称	申請受理日	申請者の住所	申請者 ◎は代表者	申請書	収入証紙	住民票	事業計画書	適格性に関する誓約書	代表者選定届	漁業権持分届	敷地所有者の同意書	水面占有者の同意書
内区第1号	本宮市岩根字 池前186	大池	こい養殖業	R5.9.29	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第2号	郡山市富久山 町久保田字北 谷68	善宝池	こい養殖業		申請なし										
内区第3号	郡山市山崎	五百淵池	こい養殖業	R5.9.29	郡山市小原田 一丁目5番4 号	◎鈴木征夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第4号	郡山市深沢2 93	酒蓋池	こい養殖業	R5.9.29	郡山市大槻町 字西勝ノ木7 番地の10	熊田眞樹男	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第5号	郡山市大槻町 字美女池	美女池	こい養殖業	R5.9.20	郡山市大槻町 字南原16番地 の3	廣瀬一臣	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第6号	郡山市大槻町 字隠居免44	鎌倉池	こい養殖業	R5.9.29	郡山市大槻町 字西勝ノ木7 番地の10	熊田眞樹男	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第7号	郡山市大槻町 字中ノ平南	新池	こい養殖業	R5.9.29	郡山市大槻町 字西勝ノ木7 番地の10	熊田眞樹男	○	○	○	○	○	○	○	○	○

内水面区画漁業権免許申請提出書類一覧 続き

内水面区画漁業権 免許申請者

提出書類

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の名称	申請日	申請受理日	申請者の住所	申請者 ◎は代表者	申請書	収入証紙	住民票	事業計画書	適格性に関する誓約書	代表者選定届	漁業権持分届	敷地所有者の同意書	水面占有者の同意書
内区第8号	郡山市安積町 笹川字荒池	荒池	こい養殖業	R5.9.20	R5.10.2	郡山市大槻町 字南原16番地 の3	廣瀬一臣	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第9号	郡山市安積町 荒井字萬海	万海池	こい・うぐ い養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市大槻町 字西勝ノ木7 番地の10	熊田眞樹男	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第10号	郡山市三穂田 町川田字葉ノ 木	葉ノ木池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第11号	郡山市三穂田 町川田字葉ノ 木	新高野池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第12号	郡山市三穂田 町川田字高野	高野池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第13号	郡山市三穂田 町川田字被下 ため池	かつぎ下 ため池	こい養殖業	R5.9.20	R5.10.2	郡山市大槻町 字南原16番地 の3 郡山市三穂田 町川田字新田 20番地	◎廣瀬一臣 酒井徳江	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第14号	郡山市三穂田 町川田字上板 橋	新池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○

内水面区画漁業権免許申請提出書類一覧 続き

内水面区画漁業権 免許申請者

提出書類

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の名称	申請日	申請受理日	申請者の住所	申請者 ◎は代表者	申請書	収入証紙	住民票	事業計画書	適格性に関する誓約書	代表者選定届	漁業権持分届	敷地所有者の同意書	水面占有者の同意書
内区第15号	郡山市三穂田町鍋山字七ツ池	七ツ池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第16号	郡山市逢瀬町多田野字上釜の前	釜の前池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第17号	郡山市逢瀬町多田野字下北沢	北沢ため池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第18号	郡山市逢瀬町河内字山田120	山田池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第19号	郡山市逢瀬町河内字鳥井戸102	堂尻ため池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第20号	郡山市逢瀬町多田野字堀口233	本沢池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第21号	須賀川市館ヶ岡字上ノ池25-1	上の池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第22号	須賀川市西川字笹平48	笹平池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○

内水面区画漁業権免許申請提出書類一覧 続き

内水面区画漁業権 免許申請者

提出書類

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の名称	申請日	申請受理日	申請者の住所	申請者 ◎は代表者	申請書	収入証紙	住民票	事業計画書	適格性に関する誓約書	代表者選定届	漁業権持分届	敷地所有者の同意書	水面占有者の同意書
内区第23号	須賀川市越久 字真米2 2	真米池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第24号	須賀川市袋田 子は清水4 4	北の内池	こい養殖業	R5.9.20	R5.10.2	郡山市大槻町 字南原16番地 の3	廣瀬一臣	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第25号	須賀川市仁井 田字上ノ池	七つ池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第26号	西白河郡矢吹 町松房4 1	松房池	こい養殖業	R5.9.20	R5.10.2	郡山市大槻町 字南原16番地 の3	廣瀬一臣	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第27号	西白河郡矢吹 町大久保4 6	牡丹池	こい養殖業	R5.9.20	R5.10.2	郡山市大槻町 字南原16番地 の3	廣瀬一臣	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内区第28号	西白河郡西郷 村大字真船字 赤坂5-2	赤坂ため池	こい養殖業	R5.9.29	R5.10.2	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○

内水面区画漁業権免許適格性一覧

内水面区画漁業権 免許申請者		法第71条第1項関係		法第73条関係			
公示番号	漁場の位置 漁場の区域	申請者の住所	申請者 ◎は代表者	第1号 (適格性) (第72条関係)	第4号 (所有者又は 占有者の同意)	適否	複数の申請の 有無
				敷地	水面		
内区第1号	本宮市岩根字 池前186 大池	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	○	無
内区第2号	郡山市富久山 町久保田字北 谷68 善宝池	申請済み					
内区第3号	郡山市山崎 五百淵池	郡山市小原田 一丁目5番4 号	◎鈴木征夫	○	○	○	無
内区第4号	郡山市深沢2 93 酒蓋池	郡山市大槻町 字西勝ノ木7 番地の10	熊田眞樹男	○	○	○	無
内区第5号	郡山市大槻町 字美女池 美女池	郡山市大槻町 字南原16番地 の3	廣瀬一臣	○	○	○	無
内区第6号	郡山市大槻町 字隠居免44 鎌倉池	郡山市大槻町 字西勝ノ木7 番地の10	熊田眞樹男	○	○	○	無
内区第7号	郡山市大槻町 字中ノ平南 新池	郡山市大槻町 字西勝ノ木7 番地の10	熊田眞樹男	○	○	○	無
内区第8号	郡山市安積町 笹川字荒池 荒池	郡山市大槻町 字南原16番地 の3	廣瀬一臣	○	○	○	無
内区第9号	郡山市安積町 荒井字萬海 万海池	郡山市大槻町 字西勝ノ木7 番地の10	熊田眞樹男	○	○	○	無

内水面区画漁業権免許適格性一覧 続き

内水面区画漁業権免許申請者		法第71条第1項関係		法第73条関係				
公示番号	漁場の位置	漁場の区域	申請者の住所	申請者 ◎は代表者	第1号 (適格性) (第72条関係)	第4号 (所有者又は 占有者の同意)	適否	複数の申請の 有無
内区第10号	郡山市三穂田町川田字葉ノ木池	郡山市三穂田町川田字葉ノ木池	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第11号	郡山市三穂田町川田字葉ノ新高野池	郡山市三穂田町川田字葉ノ新高野池	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第12号	郡山市三穂田町川田字高野池	郡山市三穂田町川田字高野池	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第13号	郡山市三穂田町川田字被下ため池	郡山市三穂田町川田字被下ため池	郡山市大槻町字南原16番地の3	◎廣瀬一臣	○	○	適	無
内区第14号	郡山市三穂田町川田字上板橋新池	郡山市三穂田町川田字新田新田20番地	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第15号	郡山市三穂田町鍋山字七ツ池	郡山市三穂田町鍋山字七ツ池	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第16号	郡山市逢瀬町多田野字上釜の前	郡山市逢瀬町多田野字上釜の前	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第17号	郡山市逢瀬町多田野字下北沢ため池	郡山市逢瀬町多田野字下北沢ため池	郡山市逢瀬町多田野字鹿ノ原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無

内水面区画漁業権免許適格性一覧 続き

内水面区画漁業権 免許申請者		法第71条第1項関係		法第73条関係				
公示番号	漁場の位置	漁場の区域	申請者の住所	申請者 ◎は代表者	第1号 (適格性) (第72条関係)	第4号 (所有者又は 占有者の同意)	適否	複数の申請の 有無
内区第18号	郡山市逢瀬町 河内字山田1 20	山田池	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第19号	郡山市逢瀬町 河内字鳥井戸 102	堂尻ため池	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第20号	郡山市逢瀬町 多田野字堀口 233	本沢池	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第21号	須賀川市館ヶ 岡字上ノ池2 5-1	上の池	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第22号	須賀川市西川 字笹平48	笹平池	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第23号	須賀川市越久 字真米22	真米池	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無
内区第24号	須賀川市袋田 字は清水44	北の内池	郡山市大槻町 字南原16番地 の3	廣瀬一臣	○	○	適	無
内区第25号	須賀川市仁井 田字上ノ池	七つ池	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無

内水面区画漁業権免許適格性一覧 続き

内水面区画漁業権 免許申請者		法第71条第1項関係		法第73条関係				
公示番号	漁場の位置	漁場の区域	申請者の住所	申請者 ◎は代表者	第1号 (適格性) (第72条関係)	第4号 (所有者又は 占有者の同意)	適否	複数の申請の 有無
内区第26号	西白河郡矢吹 町松房4 1	松房池	郡山市大槻町 字南原16番地 の3	廣瀬一臣	○	○	適	無
内区第27号	西白河郡矢吹 町大久保4 6	牡丹池	郡山市大槻町 字南原16番地 の3	廣瀬一臣	○	○	適	無
内区第28号	西白河郡西郷 村大字眞船字 赤坂ため池 赤坂5-2	赤坂ため池	郡山市逢瀬町 多田野字鹿ノ 原2番地の2	熊田純幸	○	○	適	無

5内水漁管委第 号
令和5年11月 日

福島県知事様

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山亜優

印

漁業権の免許について（答申）

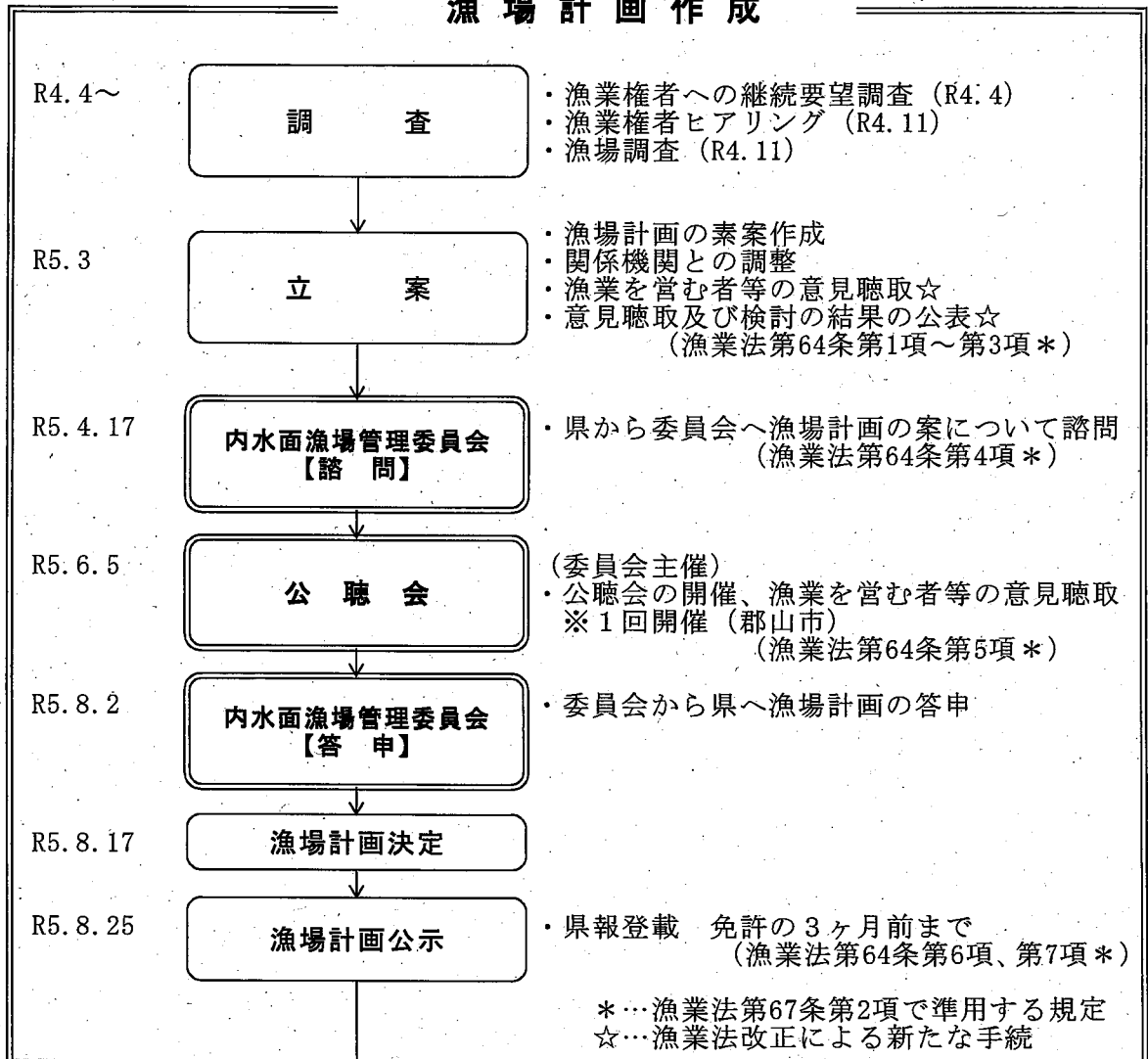
令和5年10月13日付け5生流第2793号で諮問のありましたこのことについて、委員会の意見は下記のとおりです。

記

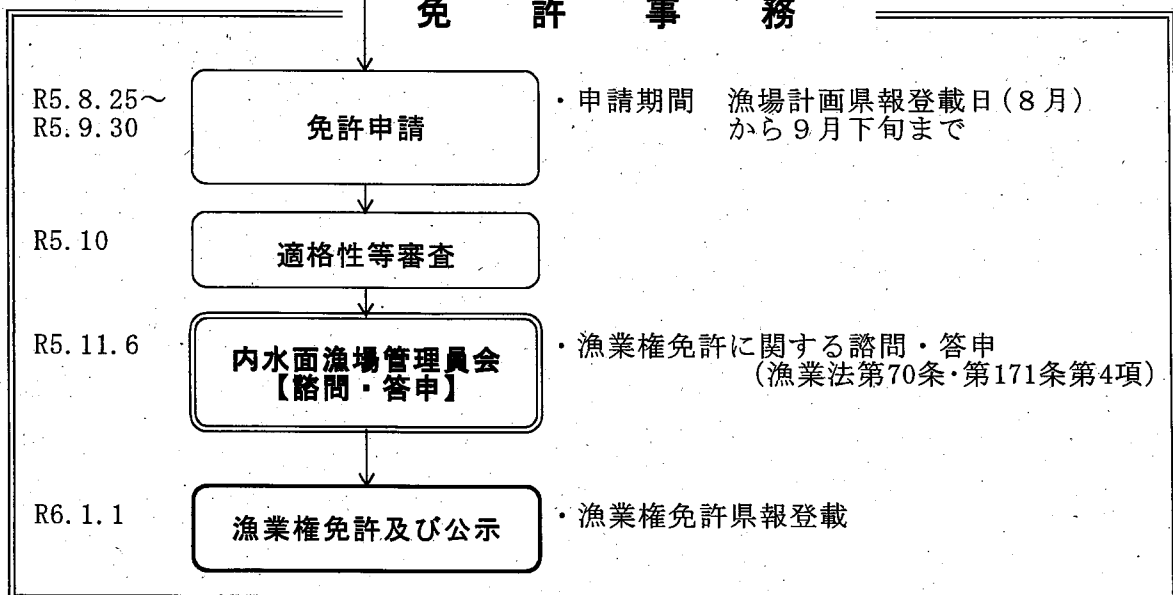
（事務担当 事務局 書記 鈴木 電話 024-521-7379）

第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程について (参考)

漁場計画作成

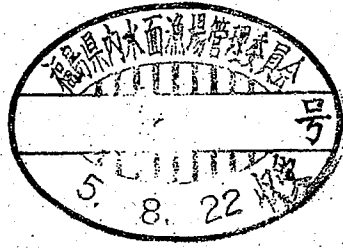


免許事務





報告事項ア



5全内漁管連第16号
令和5年8月21日

全国内水面漁場管理委員会連合会会員 各位

全国内水面漁場管理委員会連合会
会長 林 英 志

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に
対する回答について（通知）

当連合会の運営につきまして、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年6月27日に実施しました関係省庁への提案について、別紙のとおり回答をとりまとめましたので通知します。

なお、令和6年度の提案項目案等については、8月25日に開催する令和5年度第1回漁場管理対策検討会の開催後に通知しますので、御承知ください。

全国内水面漁場管理委員会連合会事務局
(滋賀県農政水産部水産課)

担 当：上垣

電 話：077-528-3872

M a i l：gf00001@pref.shiga.lg.jp

I 外来魚対策について

令和5年度提案趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガー科全種及びガー科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら法の整備が進む中、令和4年度においても未だ、共同漁業権940件中446件で外来生物による被害が発生しております。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和5年度提案	回答・状況等
<p>1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、開発された駆除技術等をもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の特性に応じた効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託しまして、バス類やブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発を行っておりまして、その成果を基に、外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じて、内水面漁協関係者等が効果的な防除対策を行うことができるよう、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆除1～3」というものを作成して配布・周知しているところです。 現在、全国的な外来魚の生息状況の把握というものを行っておりまして、移入初期における効果的な駆除技術の開発や駆除が進んだ段階での低密度管理を進めるための検討等を行っているところです。 また、加えて、内水面漁協による外来魚駆除活動を支援する「内水面水産資源被害対策事業」において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、本年度より執行の改善を行ったところです。 このような取組を通じて、外来魚の生息状況や漁業被害対策を、今後とも内水面漁協関係者や各県と協力して取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>【国交省】 外来魚の生息状況については河川水辺の国勢調査において、河川の行政でも把握に努めているところでございます。また河川管理者といたしましては、地元の市町村や都道府県の環境部局等と連携して特定外来生物等の防除対策に努めているところです。 今後とも関係者と連携して、対策に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>【環境省】 オオクチバス等の広域で被害が発生している種については、環境省</p>

		<p>においては生物多様性保全上重要な内水面において防除モデル事業を実施してきております。こうした取り組みを通じて得られた知見については、多様な主体による効果的な防除が実施されるようにオオクチバス等の防除の手引きという方針を平成 26 年に改定しているところで、こういった取組を通じて引き続き普及に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>それから外来種による被害状況について、環境省においては、主に生態系にかかる被害の把握に努めているところでありまして、漁業にかかる被害については所管省庁である水産庁において、把握されていると理解しております。なお、特定外来生物に指定されている種を漁業権魚種として設定している漁業関係者に対しては、引き続き水産庁と連携して外来魚に頼らない漁業の実現に向けて意見交換を続けていきます。</p>
2	<p>密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>特定外来法においてはオオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命ずることができる等の措置を講じておりまして、都道府県及び関係団体にも現在、周知をしっかりとしております。</p> <p>河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流というのは、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットを令和2年4月にリニューアルしまして、一般の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところです。</p> <p>引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう特定外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。</p> <p>【環境省】</p> <p>これまで外来生物法の違反行為にかかる情報が得られた場合等には、環境省においては警察と連携するなど適切に対応してきておりまして、今後も、同様に対応を行ってまいります。違法放流防止対策については、環境省が防除を実施している湖沼において、監視カメラや注意看板の設置、こういった取り組みを行っておりまして、違法放流防止にかかる普及啓発を行っているところです。違法放流防止のためには、こうした取組に加えて地方公共団体や民間団体と連携した普及啓発というのも重要だと考えておりまして、今後もこれに努めてまいりたいと考えております。環境省においては情報が得られれば、すぐに対応させていただきますので、もし漁業関係者の皆様においてそういった情報お持ちであれば、環境省の地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をいただければと思っております。</p>
3	<p>外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採</p>	<p>【農水省】 (3と4について一体的に回答)</p> <p>水産庁では、先程の1でもお答えしましたが、内水面漁業関係者が行う外来魚駆除・回収活動に対して、「内水面水産資源被害対策事業」に</p>

	<p>捕した外来魚のリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。</p>	<p>より支援を行っているところです。</p> <p>また、同事業において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、本年度より執行の改善を行ったところです。このような取組を通じてより緊急性・必要性が高い水域に重点的に予算を配分し、内水面漁協関係者が、外来魚駆除・回収活動をより適切かつ効果的に実施できる体制の構築を行ってまいります。</p>
4	<p>新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。</p>	<p>また加えて、当事業におきましては、入初期における効果的な駆除技術の開発を行っているところでして、引き続き関係機関と連携して駆除技術の開発に努めてまいります。</p> <p>【環境省】（3への回答）</p> <p>内水面漁業を維持する予算の拡充ということなんですけれども、漁業被害を防ぐためまたは健全な漁業を維持するための予算については業の所管省庁である水産庁において、措置されているものと理解しておりまして、環境省においては生態系にかかる被害を防ぐための対策について、予算確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【環境省】（4への回答）</p> <p>環境省においては特定外来生物について生態系や人の生命・身体への被害の防止を目的として、地方公共団体が実施する防除事業へ支援を行っているという取組を行っております。具体的な支援の内容としましては、地方公共団体が実施する先ほど申しました防除事業、早期に防除するための計画、総合戦略の策定、外来種のリストの策定といった取組について交付金によって支援を行っているところです。環境省としては引き続きこの予算の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。</p>
5	<p><u>漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。</u></p>	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託しまして、バス類やブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発を行っておりまして、その成果を基に、外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じて、内水面関係機関などが効果的な駆除を行うことができるよう、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆除1～3」を作成しまして配布・周知しているところです。</p> <p>漁業権が設定されていないダムなど、適切な外来種駆除を実施されるよう引き続き、関係者へ周知を進めてまいりたい思っております。</p> <p>【国交省】</p> <p>国土交通省では管理者として河川管理上必要と認められる場合においては、地元市町村や都道府県の環境部局等と連携をし、外来生物等の防除に努めているところです。また、河川における外来魚対策の事例集といったものを作成しまして、駆除対策の考え方や事例をとりまとめて公表をしているところです。</p>

Ⅱ 魚病対策について

令和5年度提案趣旨

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾病的の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところであります。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和5年度提案	回答・状況等
<p>1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。さらに、<u>河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握するため、環境DNA解析などの技術を用いた基本的手法を確立し、全国河川における調査を実施すること。</u></p>	<p>【農水省】</p> <p>アユの疾病なんですが、全般の話としては平成23年12月に策定しましたアユ疾病に関する防疫指針がございまして、こちらに基づいて、天然の河川・湖沼への病原体のまん延防止、また養殖場における疾病被害の防止を軸に対策を講じてきているところです。</p> <p>この中で、記載されている冷水病とエドワジエラ・イクタルリ感染症、それぞれ全国における発生状況の調査を行っているところです。まず、冷水病については、令和4年に天然水域で21都道府県、養殖場では13都道府県において発生しているという状況です。こちら冷水病がこの対策協議会等行っておりました平成13年とか15年頃のピークと比べては低減して、近年は下げ止まりつつある状況であると我々は認識しているところです。</p> <p>次にエドワジエラ・イクタルリ感染症については、平成19年に我が国で初めて出たところでした、こちらについても発生状況の調査をしているところでございます。こちらは、天然河川において令和4年が4県、アユ放流種苗で3県、養殖アユでは2県で保菌が確認されているところでした、引き続き、発生状況を注視する必要があると考えているところです。こちらのエドワジエラ・イクタルリ感染症については、平成31年3月に知見をまとめた技術書を作成しておりまして、こちらを作成した水産資源保護協会という団体のホームページにも公表させていただいているところです。</p> <p>次に疾病対策という観点では、平成29年9月に他の疾病で承認されていたフロルフェニコールという薬があったのですけれども、こちらの効能拡大が承認されまして、アユの冷水病とエドワジエラ・イクタルリ感染症の治療薬として使用可能となったところでございます。</p> <p>最後にこちらからも伺いたいところではあるのですが、提案事項に</p>

		<p>ある「冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布の把握」ということですが、こちらについては、いつ、例えば、何月に河川の上流とか、中流とか下流のどこにこれらの菌がいるのかとか、そういった内容ということでもよろしいですか。(事務局から「はい」と返答。)こちらについては、当方でも魚病担当者の会議があって、そちらの方にも参加していて、一部、大学の先生が放流前後の病魚の発生状況等々を確認されています。我々も会議に参加して環境 DNA の技術はちょっとまだ先だということもあるので、こういった技術の実施方法や合理性について関係の方々で議論を深めていきたいと考えているところでございます。</p>
2	<p>KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、<u>これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生¹の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって基準を示すこと。</u></p>	<p>【農水省】</p> <p>コイヘルペスの発生状況について、御案内させていただくと、コイヘルペスの発生件数は、平成15年に我が国で初めて発生が確認されて、それこそ年間何百件という発生があったところでございますけれども、ここ数年は、例えば令和3年については2件、これが平成15年の発生以来、過去最小でした。令和4年については、ちょっと増えたんですけど13件という状況で、全体として減少傾向であるということでございます。</p> <p>皆様の方で、内水面漁場管理委員会指示に基づく移動制限等、また発生した場合の対応によってこのような状況にかなり発生件数が落ちてきたものと考えているところです。持ち出しに関しては、既発生水域の中でも移動については、当省の方でも把握させていただいて、60施設に令和4年には701トンの食用コイが移動したと承知しているところです。</p> <p>先ほども少し、放流についての御意見ありましたが、この放流に関しましては、やはり要望があるということもありまして、平成30年度から水産研究・教育機構でコイの関係者による意見交換会、「コイ放流試験技術連絡協議会」を設置いたしまして、放流再開に向けたデータ収集を行っているところです。具体的には、関係県でKHV未感染コイを用いた既に発生している河川での暴露試験ということで、その未感染コイがどうなるのか、そういったものを見ているところでございます。</p>
3	<p>水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>まず全般の制度といたしまして、輸入にあたっては輸出相手国と二国間で衛生条件を締結しておりまして、こちらで疾病の恐れがない水生動物の輸入を認めているところでございます。</p> <p>また、提案項目にもございますけれども、実際に入ってきたものについては、平成28年7月に策定した局長通知の中で着地検査というものを実施いただいているところでございます。こちらの方で各仕向け先の養殖場において、健康状態や移動について監視の方をいただいているところです。こちらについては、都道府県の方々からの御意見を踏まえながら改善を行っているところでして、昨年度の5月に当室の室長から事務連絡を出させていただいて、都道府県間での県をまたぐとき</p>

		<p>に、情報伝達に不具合があったというお話もあったので、それに関しての両県での引継ぎの様式例とか、フローチャートを示して御活用いただいているところでございます。また加えて、実際に着地検査等を行っているんですが、広げる恐れがないと認められないとき、危ないような場合には、水産資源保護法で第14条に基づく管理命令を発出いたしまして、指定された施設によって厳格に管理させるという処置を行って、水際対策を行っているところです。</p> <p>1番と同様にこちらから1点伺いたいところが、今回の提案項目の中で閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けと記載されていて、こちらは現在、先ほど申し上げたように、通知で運用させていただいているところでございます。こちらさらに上乘せの処置というような御提案をいただいているんですけども、こちらについて、今の通知ではお願いベースで不足しているので、法律に基づくような位置づけをとる背景があるのでしょうか。着地検査について、これまで御提案いただいているってことは、他の魚病関係者会議でも御意見いただくところなので、こちらとしても先ほど申し上げたような昨年も手続きがより円滑に進むような様式やフローチャートを示させていただいているところでございます。</p>
4	<p>現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>まず一つ目として予算措置について、御説明させていただきます。こちらの水産用医薬品の開発・実用化の促進については、まず一つ目として基礎的な試験に関する研究段階への支援ということで水産安全室で持っている水産防疫対策委託事業で試験に関する費用の助成を行っているところでございます。いざメーカーが開発する段階になった場合には、当室で持っている希少疾病等用動物用医薬品実用化促進事業と水産庁で持たれている養殖業成長産業化提案公募型実証事業、この二つの事業で試験にかかる費用を支援しているところでございます。</p> <p>これらが予算措置の方で、また制度の見直しという観点では、医薬品の承認制度の運用改善ということで、今年の3月に医薬品の再審査と呼ばれる手続きを合理化させていただきました。また、まさに今パブリックコメントを募集しているところなんですけど、ワクチンに関して、これまで不活化ワクチンという種類だけが承認対象になっていたところなんですけども、今まさにパブリックコメントを実施中なんですけど、サブユニットワクチンとDNAワクチン、合計で承認対象のワクチンを1から3種類に増やすべく、今手続きを進めているところでございます。また最後には個々の魚種に対しての薬品開発というのが根底の問題にあるので、こちらについても、まずはワクチンを布石として、魚種をまとめた承認が可能になるかというところで研究機関等との検討をしているところでございます。</p> <p>以上が我々が行っているところなんですけれども、是非皆様にお願ひしたいところとしては、先ほどのアユのフロルフェニコールの開発・承認なんかもそうだったんですが、結構各都道府県の方で試験研究等行われていてですね、我々も予算措置等行っているんですけど、全ての病気を同時にというのはなかなかできないので、例えば、当県では疾病に</p>

		<p>ついてこんなデータを持っているのでと御提案いただくとまさに去年からやっているんですけども、製薬メーカーにその情報を提供させていただいて、マッチングのようなことをさせていただいているところでございます。すでに何件か、ある県のある魚病についてはこんなデータを持ってらんでって製薬メーカーに投げかけたところ、ぜひそのデータを活用させていただいて、一緒にやっっていこうというようなマッチングも何件かありますので、医薬品開発についてはもし御意見や御希望、データをお持ちということであれば、ぜひお声掛けいただければと思います。</p>
--	--	--

Ⅲ 鳥類による食害対策について

令和5年度提案趣旨

平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和4年度の調査では共同漁業権940件中575件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。

このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をいただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和5年度提案	回答・状況等
<p>1. カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。</p>	<p>【農水省】 カワウについては、環境省において関係機関等から構成される広域協議会、全国に4ブロックを設置しています。被害対策等を連携して実施しているところであり、水産庁も関係機関として各ブロックに参加しているところです。 また、本年度はカワウ被害対策強化の考え方で平成26年に環境省と農水省で被害を与えるカワウの半減目標というものを出しておりまして、これが半減目標にあたることから、目標に向けて取り組みを強化していくとともに来年度以降のカワウ対策について環境省、関係都道府県と連携して、検討してまいります。</p> <p>【環境省】 カワウについてはご承知のとおり環境省と水産庁と被害を与えるカワウの個体数を半減させるという目標を定めて対策の強化を進めてきているところでございます。ただ残念ながら、平成29年度以降、カワウの個体数は一度は減ったんですけど、そこからリバウンドして増加してきている状況で、環境省も水産庁から対策の強化の必要性を認識しているところでございます。 特に最近問題になっているのが、全国的に見ると、会長の地元の滋賀県のあたりで、カワウにとって環境のいい場所になりますので、そういった場所でもかなり個体数の増加がみられるということと、カワウのコロニーやねぐらが対策、順路の対策が難しい場所にどんどん移ってきてしまって、より対策が困難になってきているという課題があるのかなと認識しています。今年度、滋賀県の安曇川の住宅地のそばで、銃猟が試験的に実施されています。 先日、環境省と水産庁で現場も拝見させていただいて、そういう場所での対策について、こちらも勉強させていただいたところです。ぜひ、そういった滋賀県のような取組を国としても支援できるように、住宅</p>

		<p>に近い場所での銃猟の在り方みたいなものを環境省としても年度内に通知で、こういう場所、こういうやり方であれば銃猟もできるという考え方を全国に示せるように準備を進めているところでございます。また、滋賀県のような大規模なコロニーで、そういった銃猟を実施されとかなり経済的な負担も大きいと伺っていますので、国として、支援できるような方法も水産庁と連携して検討していきたいと考えています。</p> <p>また、ご提案いただいた通り広域協議会が全国で設置されていますので、そういったところで、各地の状況に応じた対策をしっかりと検討いただけるような、そういった仕組みも各事務所の方とも連携して進めていきたいと考えております。</p>
2	<p>サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>カワウ以外のサギ類等の対策ですが、水産庁では、平成29年度より、「先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業」を実施しています。これはカワウの対策なんですけれど、内容としては、効果的なカワウ被害対策の一環として、ドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、巣にドライアイスを投下すること等による繁殖抑制手法の開発とその実用化を目指しており、得られた技術については、マニュアルとしてまとめ水産庁HPで公表するとともに、全国に配布しています。また、その他、現在河川へのテグス張りによる漁業被害防止策の効果検証を行っているところであり、このような技術の一部は、サギ類等にも活用可能であると考えています。</p> <p>【環境省】</p> <p>サギとカモと、こちらの方もかなり被害が増えているところでございます。こちらについてもまだ具体的にどうするというところは申し上げられないんですが、水産庁と連携して、実態の把握と対策の検討を進めていきたいと考えております。</p>
3	<p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、カワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るため、「内水面水産資源被害対策事業」により、内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。</p> <p>今年度においても、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.4億円を確保しており、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。</p>

Ⅳ 河川湖沼環境の保全及び啓発について

令和5年度提案趣旨

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和5年度提案	回答・状況等
<p>1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。</p> <p><u>また、森林伐採にかかる間伐等の管理の徹底および皆伐地の管理体制の強化等、森林保全の適正化を図ること。</u></p> <p><u>さらに、河川周辺の斜面崩落等によって漁場へ流入した土砂および竹木等の除去ならびに漁場から流失した転石の回復等の基盤整備について、対策を講じること。</u></p> <p>併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、森林所有者等による間伐等を促進する森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進しているところです。</p> <p>平成19年度からは、林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において広葉樹林の造成や間伐等を行う「漁場保全の森づくり事業」にも取り組んでいるところです。</p> <p>また、森林計画制度の下で、市町村が策定する市町村森林整備計画における、産地災害防止機能、土壌保全機能や水源涵養機能など重視すべき機能に応じたゾーニング、伐採造林届出制度に基づく指導、森林経営計画の認定等により適正な造林、保育・伐採等の森林施業を確保しているところです。とりわけ、伐採造林届出制度においては、令和4年度より適正な伐採と更新の確保のため、伐採後の報告の追加や市町村による搬出方法の確認、指導の強化等に取り組んでいるところです。</p> <p>漁場の方に土砂が流入したりとか、流木が流入したり場合ですね、漁業者の方が対応されるという場合は、まずは、河川管理者に相談していただきたいんですが、水産庁の事業である水産多面的発揮対策事業も活用できますので、一緒に検討いただけたらと思います。</p> <p>今後ともこれらの事業推進や制度の適切な運用等により森林の有する水源涵養機能の維持、増進および土砂や流木の流出防止対策に努めてまいります。</p> <p>【国交省】</p> <p>河川周辺の斜面崩落等の影響に関してですけれども河川管理者として総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保、多自然川づくり等の取組を引き続き進めて河川環境の保全に努めてまいります。また、河川管理上、必要と認められる場合においては、土砂および竹木等の除去に努めていくところでございます。さらに大型台風ですとか集中豪雨など頻</p>

		<p>発化、激甚化する水災害を踏まえまして、治水計画をこれまでの過去の好実績に基づくものから気候変動による降雨量の増加などを考慮したものに直直しを進めておりまして、堤防の整備等、治水対策の強化も図ってまいります。</p>
2	<p>水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。</p> <p><u>また、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤や徐放性肥料ならびに除草剤等について、国が中心となつて自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講じること。</u></p>	<p>【農水省】</p> <p>まず前段部分、排水基準の設定等による水質の保全について、この部分は、環境省に御確認いただければと思います。</p> <p>後段部分の徐放性肥料について、徐放性肥料であるプラスチック被膜肥料は、使用後の被膜殻が圃場から流出するなど環境汚染の要因となる事が指摘されています。このため農林水産省では被膜殻の効果的な流出防止対策を検討するため、令和2年度及び令和3年度流出実態調査に取り組んでいるところです。また、全農等の農業関係団体では2030年までにプラスチック被膜肥料に頼らない農業にすることを目標とした取組方針を公表しており農林水産省としては、この実現に向けた代替肥料や流出防止技術の周知など現場の取組を後押ししています。</p> <p>続きまして、農薬について、農薬取締法に基づいて登録をした農薬による魚類などの水生生物への影響については、環境省において河川等の水生生物に被害が生じないように登録基準を設定して、その上で管理しているものです。農薬を定められた使用方法を守って使用する限り問題が生じるものではないものと考えております。なお、農薬取締法において最新の科学的知見に基づいて全ての登録農薬の安全性を定期的に再評価する制度を導入しまして、現在順次再評価手続きを進めているところです。この再評価の中で魚類などの水生生物など影響についてもあらためて環境省において評価を行うこととなっております。その再評価の結果に基づき農薬の安全性の一層の向上を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>【環境省】</p> <p>環境基準についてということですが、水生生物保全にかかる環境基準とか排水基準設定につきましては、今後も科学的知見などの集積に努めまして、検討してまいりたいと思っております。</p> <p>なお、基準に関しまして、湖沼とか水質にかかる汚濁の状況につきましては、有機性汚濁の指標であるCOD（化学的酸素要求量）の環境基準の達成率が湖沼では令和3年度の結果で約5割、53.6%に過ぎず、河川で約9割、あと海域の約8割に比べて湖沼というのが極めて低い状況にあります。そのため湖沼についてはご承知のとおり、山に囲まれた閉鎖性水域でありますので、窒素とかリンとかの栄養塩により富栄養化しやすいという状況がございまして、アオコなどの発生とか、水道水として使われていけば異臭味問題とかまたは、水産被害など、水利用上重大な障害が生じるなど、こちらとしても承知しているところでございます。このために平成28年3月には、低層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全再生することを目的にしました低層溶存酸素量が湖沼および海域で適用される新たな環境基準項目として設定</p>

		<p>されました。こういうのも踏まえ、引き続き、関係機関と連携図り生物の生息、環境の評価や維持・回復を目指す施策など、水域や地域の特性に応じて展開できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。</p>
3	<p>漁場管理上支障を来している河川及び湖沼内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。</p>	<p>【国交省】</p> <p>河川内の樹木につきましては、河川管理上支障となる樹木の伐採に努めておりまして、引き続き水産資源を含め、河川の環境面にも配慮して対応してまいります。また、河川管理および河川利用で必要なものについては関係機関等と連携の上、河川管理用通路やスロープといったものの整備をして水辺にアクセスしやすい環境の整備を進めてまいります。</p>
4	<p>河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。</p> <p>また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。</p> <p>さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>土地改良事業により、河川工作物である頭首工の新設や更新を行う場合には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。</p> <p>例えば、魚道が未整備、又は魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により機能が低下しているもの、障害がおきている頭首工に対し、都道府県等が行う魚道整備の支援を行っています。</p> <p>災害復旧事業においても、被災施設を環境に配慮した工法により復旧することが可能でありまして、頭首工を原形復旧することで従来の魚類の遡上が可能となる場合には魚道の新設も可能です。今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。</p> <p>【国交省】</p> <p>水生生物の生息に適した川づくり、また災害復旧等の実施にあたっての配慮ということでございますが、川が本来有しています生物の生息、生育、繁殖環境を保全、創出するため、河川管理にあたっては多自然川づくりを推進しているところでございます。また、災害復旧事業においても、この多自然川づくりの考えが反映されるよう「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の運用を図っているところでございます。引き続き学識経験者や地域の関係者の意見も聞きながら、多自然川づくりを通じて、生物の生息、生育、繁殖環境の保全創出に努めてまいりたいと考えてございます。</p>
5	<p>オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査</p>	<p>【国交省】</p> <p>オオカナダモ等の異常繁殖への対応でございますが、河川管理者としては、地元市町村や都道府県の関係部局等と連携をして、外来生物等の除去対策に努めてまいります。</p> <p>【環境省】</p>

<p>研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。</p>	<p>外来植物は本当に繁茂してしまっていて、いろんな影響が出ていると承知しておりまして、環境省としては水生生態系に影響を及ぼす特定外来生物の駆除ですとか、増加等の原因究明の取組実施しておりまして、ご指摘いただいた3種ではないんですけども、オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ、これについて琵琶湖における生態系被害防止の観点から地元自治体ですとか協議会と連携しまして、平成26年から防除事業を実施してきたところです。防除方法の開発事例としましては、環境研究総合推進費という研究予算がございまして、これによりオオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法にかかるマニュアル、これを作成しておりまして、また、本日も案内があったかもしないんですけども、農水省の方がナガエツルノゲイトウ駆除マニュアルを令和5年に更新されていて、この更新にあたっては、当省からも技術的な観点で情報提供等して、協力をしてきているところでございます。</p>
<p>6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響、<u>内水面漁業の魅力</u>について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。</p> <p>特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性、<u>外来魚問題及び内水面漁業の魅力等</u>を啓発することが大切であるため、国が出先機関を経由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。</p> <p><u>また、内水面の多面的な利用と漁業権の適正な行使の両立を図る観点から、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じ</u></p>	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、「水産多面的機能発揮対策」により、河川清掃など環境保全活動のほか、多面的機能の理解・増進につなげるための児童生徒を対象とした自然体験学習等の取組に対して支援しています。</p> <p>また、同対策では、一般の方を対象としたシンポジウムを開催し、日本各地で実施されている環境保全活動の事例を紹介すること等により、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。</p> <p>また、内水面では同一水域において、漁業や資源の増殖の取組、遊漁やレジャーなど、様々な活動が行われていることから関係者間における水面利用のルール形成のための協議会を設置するということが可能であることが内水面漁業振興法で定められています。河川の利用マナーにおける課題が生じた場合は当該枠組みを活用いただくとともに水産庁としても課題解決に向けて協力していきたいと考えております。</p> <p>【国交省】</p> <p>河川に関する体験学習や学校教育、また河川の利用マナーの徹底についてでございますけれども、国土交通省の各河川事務所において、水生生物調査や水質調査などの現地学習を実施しており、これらを通じて環境教育を推進しております。引き続き子どもたちが河川で学ぶ機会を創出できるよう、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。また、河川の利用マナーの徹底については立て札による啓発ですとか、あるいは河川巡視などによる対策を行っているところでございます。</p> <p>【環境省】</p> <p>外来種問題の普及啓発に関する学校教育との連携ですけれども、実は実施しておりまして、まず学校教育の重要性については平成27年に作成しました外来種被害防止行動計画にしっかりと記載しておりまして、取り組んでいるところです。令和4年5月に外来生物法を改正しまして、それを受けてアカミミガメ等を特定外来生物に指定しており、</p>

ること。

これによって、かなり国民の皆さんのアカミミガメに限らない水生の外来植物、水回りの問題について関心が高まっているというふうに認識しております。これを好機ととらえまして、我が国の本来の自然環境の価値ですとか、外来生物がもたらす問題、外来生物の適切な取り扱いに関する情報についても発信していきたいと考えております。具体的にはチラシの配布ですとか、イベントの参加をはじめとする関係機関との連携、それから環境省のWEBサイトですとか、SNS多様なメディアで発信するとともに、文部科学省や教育機関、動物園等と連携しまして、様々な場所で普及啓発を行っていきたいと考えております。

【文科省】

文部科学省といたしましても、持続可能な社会を構築するために、広く国民全体で環境の保全の取り組んでいくことが重要だと考えてございます。このため文部科学省においては、環境省や、ほかの省庁と共管してございます。環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律、いわゆる環境教育等促進法といわれる法律と、こちらの法律に基づく基本方針がございしますが、こういった法律や方針の趣旨に基づき、環境省をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、学校教育のみならず社会教育における環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいるところでございます。

また、今紹介させていただきました環境教育等促進法に基づく基本方針につきましては前回の改定が平成30年であったところでございまして、今年度が前回の改定から5年が経過しているところであり、社会での環境問題を取り巻く状況も変化していることを踏まえまして、今年度中に環境教育等促進法に基づく基本方針を環境省、経産省、農水省、国交省と共管してございますけれども、それらを改定していくことを予定しているところでございます。

また、環境問題に関する周知啓発活動に関しましては、文科省のメールマガジンにおける情報提供や、都道府県担当への情報提供のみならず、教育委員会等に対する様々な文科省の行政説明の中で資料配布をさせていただく機会も年間通すと結構ございまして、そういった機会に環境問題に関するいろいろな資料や情報提供をさせていただいているところでございます。引き続き文部科学省としましても関係省庁と連携しながら、環境教育について進めていきたいと考えてございます。学校教育では小学校、中学校、高校の学習指導要領において、環境保全について例えば、中学校理科では身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに自然環境を保全することの重要性を認識することなどと規定しています。外来生物についても例えば、中学校理科では気候変動や外来生物に触れることと規定しています。また、総則においては児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と共同することの重要性などを実感しながら、理解することができるよう各教科等の性質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ、体系的、継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しております。引き続き、環境教育の推進に取り組んでいきたいと思っ

		<p>おります。</p> <p>続きまして、体験活動についてお答えさせていただきます。</p> <p>生命や自然を尊重する精神、環境保全に寄与する態度を養う観点から、児童生徒の自然体験活動の推進は重要なものだと考えております。そうした中で体験活動の具体的な内容につきましては、それぞれの学校においてその実情に応じて計画実施されているところではございますが、文部科学省としても小中高等学校における2泊3日以上の宿泊体験ですとか、学校教育における農山漁村体験の取組に対する支援などを行っております。今後とも関係省庁間で十分に情報共有や連携を図りながら学校における自然体験活動を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>おそらく、文科省の所掌とはずれてしまうところになるかとは思いますが、当然環境教育を行っていく中で、内水面や漁業権に直接関連するところじゃないのかもしれないんですけども、環境とひとえに言っても自然環境だけではなくて、そこに住んでらっしゃる方とか、そういったところも含めお互いを思いやるといったところが基本にはなっていますので、そういったところも含め環境に関する国民全体の意識についてどれだけよくしていけるかみたいなことも環境教育の基本方針の改定の中では少し議論されていくことだろうかとは思いますが、直接回答になっているかは定かではないですけど、そういったところも含めてしっかり対応を考えていきたいなと思っています。</p>
7	<p>濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。</p> <p>また、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されている</p> <p>ことから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に</p> <p>行うとともに、必要な対策を講じること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>農林水産省所管のダムでは、下流河川への放流に当たり、必要に応じて対策設備を設置するとともに、定期的な濁水調査の実施に加えて、それぞれ必要に応じた選択取水、いわゆる取水する水深を変える運用等を行っているところです。</p> <p>引き続き、地元の関係者と協議しながら設備の運用の改善や追加的な設備の必要性を検討するなど適切に対応してまいります。また、貧酸素水放流やダムへのヘドロ堆積による影響については、現時点で具体的な事例を承知していませんが、具体的な事例があればお聞かせ願いたいと思っています。</p> <p>【国交省】</p> <p>濁水現象が発生するダムにおける対応ということでございますが、ダム下流の河川への放流による濁水の長期化について、国土交通省所管のダムでは必要に応じて対策設備を設置するとともに、洪水後の濁水調査等を行ってきているところでございます。引き続き地元関係者と協議をしまして、設備の運用の改善や、追加的な設備の必要性の検討など、適切に対応してまいります。また、河川の生物に関しましてはダム下流も含めて水辺の国勢調査等において、モニタリングに努めてまいります。</p>
8	<p>天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究</p>	<p>【農水省】</p> <p>アユの資源については、気候や河川環境の変化による変化による影</p>

	<p>体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。</p>	<p>響が大きいことに加え、放流による増殖が広く行われていることから他の魚種のような資源評価に基づく漁獲制限のような管理、これはなかなか難しいと考えているところです。このため、浜活交付金による都道府県が行う遡上調査の支援だったり、水産庁の事業「資源回復のための種苗育成放流手法検討事業」において実施しております遡上量予測技術等によって資源量の増減メカニズムの解明等に資する知見の集積を図りつつ、内水面漁協による資源の増殖や漁場管理に直結する漁場環境改善、放流技術の開発を行っているところです。引き続き、科学的知見の蓄積と漁場管理に役立つ実務的な技術の開発に取り組んでいく考えですので、御理解いただきたいと思います。</p>
9	<p><u>気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。</u></p>	<p>【農水省】 水産庁では「資源回復のための種苗育成放流事業」において、豪雨災害等によって変化した内水面漁場等への環境改善技術の適用に関する検討を行っているところです。今後とも関係者と連携しつつ気候変動への影響への対応に資する取組を進めていきたいと考えています。</p>

V 放射性物質による汚染対策について

令和5年度提案趣旨

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。

淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実にを行う必要があります。つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和5年度提案	回答・状況等
<p>1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域ともに水産物の放射性物質検査を実施しています。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供を行っておりまして、これはPDFの形式とエクセルの形式でも載せておりますので、ダウンロードしていただいて分析に活用いただけるような形にしております。今後とも、関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物の供給に万全を期してまいります。</p>
<p>2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p>	<p>【環境省】（1と2合わせて）</p> <p>まず、放射性物質のモニタリングですが、放射性物質による環境の汚染を把握し、一体的で分かりやすい情報提供を行うために政府の総合モニタリング計画というものがございまして、そちらに沿って関係省庁が連携してモニタリングを実施しているところとなります。この中で淡水魚および、河川、湖沼、海域など、環境中のモニタリングについては、関係省庁が連携して実施しているところではありまして、その中で環境省は河川や湖沼、海域などについて、平成23年9月よりモニタリングを実施して、それから継続的に公表してきているところとなります。令和5年度についても河川、湖沼、海域などでのモニタリングを継続して実施していきたいと考えております。</p> <p>生態系への長期モニタリングについては、国際放射線防護委員会という国際機関が定める国際的な考え方に従って、淡水魚類についてはメダカについて放射線の影響調査を実施しております。令和4年に実施した最新の調査の結果、放射線のメダカへの影響を懸念する必要性は低いと考えられます。この数値も安全率をかなりかけているところの数値です。ただ、影響は長期的に把握する必要があると思っておりますので、今後も継続して調査を進めていきたいと考えております。</p>
<p>3 河川湖沼環境中の放射性物</p>	<p>【環境省】</p>

	<p>質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。</p>	<p>河川、湖沼については一般的に水の遮蔽効果がございますので、周辺への生活空間線量への寄与が極めて小さいということがわかっております。ご存じのとおり、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の対象としていないところでございます。環境省としましては、引き続き放射性物質のモニタリングを実施していきまして、状況を注視していきたいと考えております。</p>
4	<p>淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。</p> <p><u>また、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、効果的な対応策を早急に検討すること。</u></p>	<p>【農水省】</p> <p>既往の知見として、淡水魚は、体内の塩類を保持しようとする機能が働くことから、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことが分かっています。</p> <p>さらに、国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った調査によりまず淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によれば、まず魚の筋肉中の放射性セシウム濃度は餌の濃度以上には上がらないこと、それから、魚に取り込まれた放射性セシウムは非汚染環境下で飼育することで速やかに排出されること、それから、河川では放射性物質が滞留しにくいこと、魚類の濃度は概ね低下傾向にあるが、空間線量が高い溪流域では、周辺陸域からの影響を受け、比較的高濃度の魚類が確認されていることが明らかとなりました。</p> <p>また、湖沼では、放射性物質が滞留しやすいこと、現在においても環境中に存在する放射性物質の影響を受けており、魚類の汚染が継続していると推測されています。</p> <p>引き続き、水産物における放射性物質の移行と排出機構の解明について、同機構において研究を行うとともに、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むよう関係自治体等とよく相談してまいります。また、研究結果については、研究に協力いただいた漁業団体には報告をしているところですが、その他に要望がありましたら必要に応じて他の団体の報告も検討して参りますのでよろしくお願い申し上げます。</p>

VI ウナギの資源回復について

令和5年度提案趣旨

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和5年度提案	回答・状況等
<p>1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>ウナギの資源回復につきましては、関係都道府県および関係団体と連携して資源管理の取組を機能させて一層推進していくために、平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。</p> <p>これを契機として、国際的な資源管理の取組みとして、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾とともにウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組むとともに、国内においては、シラスウナギ採捕、親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。</p> <p>今後とも、国内外の取組を両輪としてニホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。</p> <p>なお、貴連合会におかれても、平成29年の総会において、「ウナギの資源管理に係る取組方針」を決議され、資源管理を積極的に推進する方向性を打ち出されており、さらに平成30年には、全国内水面漁業協同組合連合会と連携し、全都道府県の内水面で、産卵に向かう下りウナギの保護に取り組む旨の共同決議をされております。当該取組については、自主的な取組を含め現在27都県で実施されているところであり、徐々に増加してきてはいますが、全国的な取組となるよう貴連合会の一層の御協力・後押しをお願いします。</p>
<p>2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導に</p>	<p>【農水省】</p> <p>ウナギについては毎年、「ウナギの資源管理の推進について」という</p>

<p>よるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。</p> <p>また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。</p>	<p>ことで、技術的助言を出しているところです。まず、従来は令和5年の12月に知事許可漁業に変わりますが、今まではシラスウナギを採捕する特別採捕許可で採捕していたと思いますが、特別採捕許可については、採捕者に対して、シラスウナギの採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合の当該出荷先に出荷することの義務付けを都道府県に対し助言してきたところであります。</p> <p>また、採捕数量の報告の徹底を図るため、正しく報告をしなかったものに対して翌年漁期の許可を行わない等の処分の強化や未報告を発生させる要因の再点検等についても検討をお願いし取組を強化しているところであります。</p> <p>加えて、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書発行や、ワッペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化なども求めているところであります。</p> <p>なお、現在、シラスウナギ漁業から販売に至るまで流通のトレーサビリティ導入を確実に実施するため、導入の課題や現地事業者の負担感を最小化する簡便な仕組みを評価・設計する事業を実施しているところです。</p> <p>今後とも、流通の透明化に向けて、これらの対策の浸透を図り、シラスウナギ流通の問題点の改善を図ってまいります。</p> <p>また、令和2年12月に施行された改正漁業法において密漁防止のための罰則が大幅に強化され、特定水産動植物については、許可等に基づく採捕を行う場合を除き採捕が禁止され、これに違反した者に対する罰則は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金とされました。</p> <p>シラスウナギについては、特定水産動植物に指定され令和5年12月から罰則が適用されることとなり、この間に関係都府県において現在の特別採捕許可から知事許可漁業に移行されることとなっております。知事許可漁業化に伴う各都府県の対応について関係者との調整等が必要となることから内水面漁場管理委員会としても適切な対応を願います。</p> <p>密漁防止対策につきましては、各都府県、海上保安庁、警察庁、水産庁等の関係機関が関係漁業者等と連携することが効果的であることから、関係者が連携し、情報共有、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことにより密漁対策の総合的な推進に努めてまいります。</p>
<p>3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」により、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握等の調査を実施しているところです。</p> <p>また、ウナギの生息環境改善のため、平成28年度から、「ウナギ生息環境改善支援事業」により、内水面漁業者が行う石倉増殖礁等の設置の取組に対して支援しています。本事業では、令和4年度末までに、19</p>

		<p>府県 40 河川 2 湖沼において石倉増殖礁を設置しており、令和 5 年度においても現在のところ、11 河川での設置を進めているところです。</p> <p>今後とも、関係者と連携しつつ効果的な対策の推進に努めてまいります。</p> <p>【国交省】</p> <p>ニホンウナギへの取組ということですが、先ほど申し上げている通り、すべての川づくりに共通して、多自然川づくりを推進しまして、河川の連続性を確保するために、魚類の遡上、降下環境の一層の改善に取り組んでいまして、引き続き、ニホンウナギを含む生物の生息、生育、繁殖環境の保全創出に努めてまいります。すべての川ということではございませんけれども、ニホンウナギをしっかりとやっていこうということで協議会を立ち上げて取り組んでいる水系もございますのでそういった取り組みもしっかり進めてまいりたいと考えてございます。</p>
4	シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取り組みを一層推進していくこと。	<p>【農水省】</p> <p>ウナギについては、平成 26 年度から水産庁委託事業により、人工種苗の生産技術の開発を行っているところです。</p> <p>人工授精に用いる卵質の向上、飼料の改良、自動給餌システムなど、依然として解決すべき課題は残されているため、産学官の連携により、人工種苗大量生産技術の確立に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p>

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

令和5年度提案趣旨

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和5年度提案		回答・状況等
1	内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。	<p>【農水省】</p> <p>内水面漁場管理委員会の維持、それと交付金について、まとめて回答します。</p> <p>内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定をはじめ、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。</p>
2	独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。	<p>令和2年12月に施行された改正漁業法においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮していけるよう、制度が維持されたところです。</p> <p>また、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいります。</p>



令和6年度 提案項目 取りまとめスケジュール

1 第1回漁場管理対策検討会（8月25日開催）

令和6年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。

決定した素案及びアンケート調査票を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員会宛に送付する。

2 アンケート回答等のとりまとめ

各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。（締切は各ブロック協議会開催県に一任）

3 各ブロック協議会

提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

- ・東日本ブロック協議会（栃木県）・・・令和5年11月1日、2日
- ・中日本ブロック協議会（奈良県）・・・令和5年11月15日
- ・西日本ブロック協議会（福岡県）・・・令和5年11月9日、10日

4 第2回漁場管理対策検討会（令和6年3月）

提案項目について、各ブロックからの意見を踏まえて検討し、令和6年度提案書（案）を策定し、第2回役員会へ提出する。

5 第2回役員会（上記4と同日開催）

漁場管理対策検討会から提出された提案書（案）について審議し、令和6年度通常総会に議案として提出する。

6 令和6年度通常総会（令和6年5月31日）

提案書（案）を議案として上程する。

7 令和6年度提案行動（令和6年6月又は7月）

令和6年度通常総会で決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施する。

